**【主伐後の再造林の確保に関して連携する民間事業者との協定書（作成例）】（案）**

**主伐後の再造林（及び保育）の実施体制確保に関する連携協定書**

**（又は素材生産の実施体制確保に関する連携協定書）※１**

　〇〇〇（以下「甲」という。）は、素材生産や主伐後の再造林及び保育を実施するなど、林業生産活動の継続性を確保するため、●●●（以下「乙」という。）と主伐後の再造林（及び保育）の実施体制確保に関する連携協定（又は素材生産の実施体制確保に関する連携協定）を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲及び乙の密接な連携により、主伐後の再造林（及び保育）の実施体制を確保（又は素材生産の実施体制確保）することを目的とする。

（連携及び協力する事項）

第２条　甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を相互に連携する。

　(1) 甲（又は乙）※２は、枝条残材を利用するよう努めること。

　(2) 甲（又は乙）※２は、枝条残材を利用しない場合は、片付け方に十分注意し、大きな山積みは避けること。

　(3) 甲（又は乙）※２は、廃棄する資材、廃油等はすべて持ち帰り適切に処理すること。

　(4) 甲と乙は、再造林における森林所有者等の自己負担の軽減を図るため、伐採と造林の一貫作業による作業効率の向上に努めるものとし、森林所有者からの要請に応じて、再造林の時期及び方法等について伐採前に連携体制を築いておくこと。

　(5) 甲（又は乙）※３は、計画的な再造林の推進のため、伐採を行う時点で甲（又は乙）※２と情報共有を図り、計画的な苗木の調達に努めること。

　(6) 甲（又は乙）※２は、伐採前の調整結果について森林所有者等に通知すること。

(7) ・・・。　　　※追加事項があれば記入

　(8) 前条の目的を達成するため、甲及び乙は、相互に連携及び協力する。

（連絡調整）

第３条　甲及び乙は、この協定による連携の円滑な推進と一層の発展のため、定期的に連絡調整を行う。

（変更等）

第４条　この協定は、甲乙協議のうえ、変更することができる。

　２　甲又は乙が、この協定に違反したときは解除することができる。

（有効期間）

第５条　この協定の有効期間は、締結の日から　　　　年　　　月　　　日までとする。また、この協定の更新は、甲乙協議のうえ、その取扱を定めるものとする。

（その他）

第６条　この協定に定めない事項については、甲及び乙が相互に協議して定める。

　この協定の締結を証するため、甲は本書２通を作成し、甲乙署名又は押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

　　　　　年　　　月　　　日

　　　　甲　　　（主たる事務所の所在地）

　　　　　　　　（商号又は名称）

　　　　　　　　（代表者役職・氏名）

　　　　乙　　　（主たる事務所の所在地）

　　　　　　　　（商号又は名称）

　　　　　　　　（代表者役職・氏名）

※１記載例

　・素材生産の実施体制がある民間事業者

「主伐後の再造林及び保育の実施体制確保に関する連携協定書」と記載

　・素材生産及び保育の実施体制があり、再造林の実施体制がない民間事業者

　　「主伐後の再造林の実施体制確保に関する連携協定書」と記載

　・再造林及び保育の実施体制があり、素材生産の実施体制がない民間事業者

「素材生産の実施体制確保に関する連携協定書」

※２　伐採事業者

※３　造林事業者